

論文

中国における会社解散判決請求制度に関する一考察

—「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」の判断基準を中心に—

許 馨 予

早稲田大学大学院社会科学研究所

アブストラクト：解散判決請求制度は、株主の権益を保護するため、裁判所が、特定の場合に株主の請求により会社を解散させる制度であり、会社のデッドロックの解決方法として重要な意義があると考えられる。本稿では、中国における会社解散判決請求制度の制度内容と運用実態について検討を行い、この制度の適用要件の一つである「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」の判断基準を考察している。まず、中国における解散判決請求制度の沿革、会社法の条文、関係する司法解釈、及び、指導案例を確認し、次に、裁判例の分析を通じて、中国における解散判決請求制度の運用実態を考察した。そして、適用要件の一つである「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」の判断基準について、裁判実務の全体的な状況と典型的な裁判例の分析を基に、学説の理論的な検討を行い、この判断基準に関する私見を提示した。

A Study on the Winding-up of a Company by the Court in China: Focusing on Serious Difficulties in the Operation and Management of a Company

Xinyu XU

Graduate School of Social Sciences, Waseda University

Abstract: The winding-up of a company by the court is a system wherein a company may be wound up on the basis of a court judgment on the application of its shareholders in a specific situation to protect the interests of the shareholders. The system is considered an important solution for deadlocks faced by companies. The study examined the related provisions, construction guidelines, Guiding Case No.8, and typical cases that serve as bases for elucidating the winding-up of a company by the court in China and considered the judgment criterion of *serious difficulties in the operation and management of a company* as one of the requirements for the court to wind up a company. First, the legislative history, related provisions of the Companies Act, construction guidelines, and guiding cases were studied. Then, the application status of winding-up by the court was considered by analyzing judicial precedents. Finally, with regard to the criterion of *serious difficulties in the operation and management of a company*, the researcher's perception is presented based on theoretical examination of the general situation of judicial practice and analysis of typical court cases.

1. はじめに

解散判決請求制度は、裁判所が、特定の場合に株主の請求により会社を解散させる制度である。中国における経済の日々の発展に伴い、近年、解散判決請求制度に関する裁判例も増大傾向にある。株主間の紛争が適切に解決できないと、必然的に一部の会社はデッドロックに陥り、株主の権益と経済の発展に悪影響を及ぼすことになる。そのため、解散判決請求制度は、会社のデッドロックの解決方法として、株主の権益と経済の健全かつ安定した発展を保障する上で重要な役割を果たす。中国における解散判決請求制度は2005年10月に改正された『中華人民共和国会社法』（以下「会社法」という）により新設され、行き詰まっている会社の株主に救済策を提供した⁽¹⁾。会社法第183条⁽²⁾の規定により、裁判所が会社を解散する条件は特に厳格であり、同時に次の四つの要件を満たさなければならない。第一に、原告は会社の全株主の議決権の10%以上を保有する株主であること、第二に、会社の経営管理に著しい困難が生じたこと、第三に、引き続き存続すれば株主の利益に重大な損失を被らせるおそれがあること、第四に、その他の方法を通じても解決できないことである。ただし、これらの要件は、例えば「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」、「その他の方法を通じても解決できないこと」という要件が曖昧であるため、どのような場合にこれらの要件を満たすといえるのか明確な判断基準がなく、株主の権益の保護に著しい支障をきたすおそれがある。そのため、これらの要件を明確化することが重要である。

そこで、本稿では、紙幅の制約もあるので、この制度の適用要件の一つである「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」の判断基準を研究の対象とする。この問題の理解の前提として、中国における会社解散判決請求制度の制度内容と運用実態についても検討を行う。本稿の構成は次の通りである。まず2において、解散判決請求制度の沿革、内容、関係する司法解釈、及び、指導案例を確認する。3では、解散判決請求制度に関する裁判例を分析して、中国における解散判決請求制度の運用実態を検証する。4では、裁判実務の全体的な状況と典型的な裁判例の分析を踏まえて理論的な検討を行い、「経営管理に著しい困難が生じたこと」の判断基準に関する私見を明らかにする。5はむすびとし、今後の課題を述べる。

(1) 耿利航「有限責任公司股東困境和司法解散制度—美國法的經驗和对中国的啓示」政法論壇28卷5期（2010）136頁。

(2) 会社法は2013年に一部改正されたため、2005年会社法第183条は2013年会社法第182条に条文番号が変更されたが、条文の内容は変化していない。

2. 中国における会社解散判決請求制度

(1) 会社解散判決請求制度の会社法への導入と司法解釈

① 2005年会社法改正前

会社に関連する法律の端緒は、1950年12月29日に公布された「私営企業暫行条例⁽³⁾」であった。1979年以来、「有限責任公司⁽⁴⁾規範意見」、「股份有限公司⁽⁵⁾規範意見」などの法律が順次制定された。これらの法律は、会社法がなかった時代に、企業行動を規制するものであった。

会社に関連する法律規定は、様々な法律の中に散在しており、独立した会社法が必要であった。そこで、1993年に、中国における初めての「会社法」が制定された。「会社法」において、会社の解散制度は、任意解散⁽⁶⁾と行政解散⁽⁷⁾のみが規定され、解散判決請求制度は規定されていなかった。1999年及び2004年の会社法の改正においても、解散判決請求制度に関する規定は設けられなかった。しかし、裁判実務では、会社の解散を裁判所に求める株主の訴訟提起が相次いでいた。例えば、二社が出資して設立した外商投資企業においては、原告は相手方の契約違反を理由として、二社間で結んでいた契約を解除し、共同出資をやめることによって会社の解散を求める場合が多かった⁽⁸⁾。このような実務に対処するため、2004年に「上海市高級人民法院⁽⁹⁾による会社の訴訟事件の審理における若干問題に関する処理意見（三）⁽¹⁰⁾」の第7条⁽¹¹⁾により、会社は決議ができず、経営上行き詰まり、支配

(3) 中国の法令には、制定機関に応じて、憲法、法律、行政法規、地方性法規・自治条例・単行条例、行政規章などがある。各法令の効力は、憲法を頂点とし、憲法以外の法律、行政法規の順に優先される。地方性法規・自治条例・単行条例、規章は、憲法、法律、行政法規に抵触しない前提の下で制定される。適用範囲も種別によって異なり、憲法、法律、行政法規、部門規章は全国に適用され、地方性法規・自治条例・単行条例、地方政府規章は当該行政区域のみに適用される。「私営企業暫行条例」は國務院（中国の最高行政機関、日本の内閣に相当する）によって制定されたため、行政法規の一種である。

(4) 以下「有限責任会社」という。日本の旧有限会社に相当するが、社員を示す用語は「株式会社」と同一の「株主（股東）」である。

(5) 以下「株式会社」という。日本の株式会社に相当する。

(6) 第190条 会社は、次の事由により、解散できる。

(1) 会社定款に定める営業期間が満了した時又は会社定款に定めるその他の解散事由が発生したこと

(2) 株主総会が解散の決議を行ったこと

(3) 会社の合併又は分割により解散が必要なこと

(7) 第192条 会社が法律及び行政法規に違反して閉鎖を命じられた場合、その会社を解散しなければならない。

(8) 韓龍「公司司法解散制度問題探討」山西省政法管理幹部学院学报3期（2014）154頁。

(9) 日本の高等裁判所に相当する。

(10) この処理意見は上海市高級人民法院によって制定されたものであり、上海市内の会社関連訴訟事件に対して指導的な役割を果たしている。

(11)「第7条 少数株主が、退社、会社の解散、又は出資者間の協力契約の解除を求めるなどの会社のデッドロック紛争に関して、以下の意見がある。

資本維持及び会社維持の原則の要求に基づいて、株主は通常、一方的に退社又は会社の解散を要求するこ

株主が少数株主の利益を極度に抑圧し、会社の設立目的に著しく違反しているなどの状況に陥った場合、少数株主は裁判所に会社の解散を求める訴えを提起できる旨が定められた。

この処理意見は、上海市の訴訟に対して一定の指導作用を有するものであるが、少数株主が内部的救済手段を尽くした後、裁判所に会社解散の訴訟を提起できることを示した。これは中国の会社解散判決請求制度の萌芽であると思われる。

② 2005年会社法と司法解釈

2005年会社法に、解散判決請求制度が定められた。その背景には、少数株主が長期に渡り支配株主の圧迫を受けて会社の経営管理に参加できない、持ち株比率に近い株主間の意見の対立により会社の行き詰まりが生じる、経営管理の混乱により長期間企業活動をしていない、といった状況に陥った会社が多いにもかかわらず、会社の行き詰まりを解消できず、少数株主は自己の利益を守ることができないという現状があった。このような現状からの要請に応えようと、2005年10月の会社法改正の際に、解散判決請求制度が初めて正式に会社法に導入され、会社法第183条に定められた⁽¹²⁾。その内容は、「会社の経営管理に著しい困難が生じ、引き続き存続すれば株主の利益に重大な損失を被らせるおそれがあり、その他の方法を通じても解決できない場合、会社の全株主の議決権の10%以上を保有する株主は、裁判所に会社の解散を請求することができる」というものである。

これによって、株主間の紛争が協議又は調停等によっても解決できない場合、少数株主は裁判所に提訴して会社を解散させ、自己の利益を守ることができることになる。しかし、この規定は比較的簡潔であるため、裁判実務には、いくつかの問題が存在している。例えば、「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」の判断基準は何か、「その他の方法」にはどのような方法があるのか、会社を解散する以外に解決方法がない場合に限られるのかなどの問題である。

裁判実務に存在しているこれらの問題を解決するため、2008年「最高人民法院『中華人民共和國会社法』の適用に関する若干問題の規定（二）」（以下「司法解釈⁽¹³⁾（二）」という）が公布された。関連

とはできない。しかし、決議ができず、経営上行き詰まり、支配株主が少数株主の利益を極度に抑圧し、会社の設立目的に著しく違反している場合などに、会社に対して、少数株主が、退社、会社の解散、又は出資者間の協力契約の解除を求める訴えを提起した場合、裁判所はこれを慎重に検討した上で受理すべきである。具体的な救済プロセスにおいて、釈明権の適切な行使の原則、利益バランスの原則、及び、内部的救済を尽くす原則を堅持しなければならない。つまり、当事者はまず、株式譲渡による解決方法を含む内部救済を求めるべきである。最終的には訴訟が必要であっても、裁判所が当事者に釈明を促し、会社又は支配株主に株式の買取りを要求することで、少数株主は会社から退出すべきである。一般的には、裁判所は会社を解散させることはできない。上記の訴訟において、被告は会社であり、支配株主は共同被告又は補助参加人として訴訟に参加すべきである。」

(12) 甘培忠「公司法適用中若干疑難争点条款的付度与把握」法律適用8期（2011）12頁。甘培忠は北京大学法学院の教授として、2005年の会社法改正の全過程に参加した。中国経済周刊『学者評新公司法：一次革命性的修訂』<http://finance.sina.com.cn/review/20051107/01172097161.shtml>（最終アクセス：2020/11/28）。

(13) 司法解釈とは、法律解釈の一つで、最高人民法院及び最高人民検察院が裁判活動及び検察活動における法令の具体的な適用の問題について行う解釈を意味し、法律としての効力がある。最高人民法院の司法解釈は下

する具体的な内容は以下のとおりである。

〔第1条 単独又は合計で会社の全株主の議決権の10%以上を有する株主が、次に掲げる事由のいずれかにより会社解散訴訟を提起し、かつ、会社法第183条の規定に符合するときは、裁判所はこれを受理しなければならない。〕

- (一) 会社が2年以上連続して株主会⁽¹⁴⁾又は株主総会を開催できず、会社の経営管理に著しい困難が生じた場合
- (二) 株主の賛成票が法定又は会社定款に定める比率に達しないために2年以上連続して株主会又は株主総会において有効な決議ができず、会社の経営管理に著しい困難が生じた場合
- (三) 会社の各取締役の意見が長期に渡って一致せず、かつ、株主会又は株主総会もこれを解決できず、会社の経営管理に著しい困難が生じた場合
- (四) 会社の経営管理において、その他の著しい困難が生じ、会社を引続き存続させることが株主の利益に重大な損失を被らせる場合

株主の知る権利、利益分配請求権などの権益が害されたこと、又は、会社の欠損、会社財産が全部の債務を返済するに足りないこと、及び、会社が企業法人の営業許可証を取り上げられて清算していないことなどを理由に、会社解散訴訟を提起した場合、裁判所はこれを受理しない。

〔第2条乃至第4条省略⁽¹⁵⁾〕

第5条 裁判所は会社解散訴訟を審理する場合、調停を重視しなければならない。当事者が会社若しくは株主による株式の買取り又は減資などの方法で会社を存続させることに合意し、かつ、法律・行政法規の強行規定に違反しない限り、裁判所はこれを支持しなければならない。当事者が会社の存続を協議できない場合、裁判所は適時に判決を下さなければならない。〕

級の人民法院を拘束し、最高人民検察院の司法解釈は下級の人民検察院を拘束する。最高人民法院の司法解釈と最高人民検察院の司法解釈の間に原則に関わる不一致があった場合、全人代常委会に解釈の統一を求めるとされる。

- (14) 株主会は、中国において有限責任会社の最高の意思決定機関であり、株主を構成員とし、会社の基本的な方針や重要な事項を決定する。日本の旧有限会社の社員総会に相当する。このように、中国会社法においては株式会社と有限責任会社とで異なる用語を使用する可能性があるが、本稿の本文中では、法令等の邦訳は別として、日本の現行会社法における用語法を参考に、有限責任会社についても株式会社における用語法（例えば、株主総会）を使用している。
- (15) 第2条 株主が会社の解散訴訟を提起し、同時に会社の清算を申請した場合、裁判所は清算申請を受理しない。
第3条 株主が会社の解散訴訟を提起する際に、裁判所に財産保全又は証拠保全を申し立てる場合には、株主が担保を提供し、かつ会社の正常な経営に影響を及ぼさないときに限り、裁判所は当該財産又は証拠の保全を命ずることができる。
第4条 株主は会社解散訴訟を提起する場合、会社を被告としなければならない。原告は会社解散訴訟を提起する場合には、他の株主に対して告知するか、裁判所が訴訟への参加を通知しなければならない。他の株主又は利害関係者が共同原告又は補助参加人として訴訟に参加することを申請する場合、裁判所はこれを許可しなければならない。

本司法解釈は、解散判決請求制度に関して、解散事由の他にも、財産あるいは証拠の保全、被告適格などの案件審理における法的な解釈を明確にしていた。

(2) 第8号指導案例

会社法第183条と司法解釈には上述のような規定が設けられた。しかし、実務運用に関する争いは多く、このような事件にどう対処すべきかが、裁判官にとって難題となっていた。そこで、次の事案が指導案例として選択され、これらの規定を具体的にどのように適用するかの指針を提供した⁽¹⁶⁾。

指導案例⁽¹⁷⁾は、「同案不同判」(同様・類似の事案であるにも関わらず、異なる判決が下されること)を解消するため、最高人民法院によって選ばれた代表的な裁判例である。裁判官は類似する事案に対して、指導案例を参照して判決を下す。第8号指導案例⁽¹⁸⁾は唯一の解散判決請求制度に関する指導案例であり、本制度の整備に重要な意義を有している。

① 第8号指導案例の内容

【裁判要点】

「会社の経営管理に著しい困難が生じたか否か」を判断するには、会社組織構造の運営状態から総合的に分析すべきである。会社が、まだ利益を出している状態であるが、その株主総会が長期に渡り機能を失い、内部管理に深刻な障害があり、既に行き詰まりに陥っている状態であれば、会社の経営管理に著しい困難が生じたと認定すべきである。会社法及び関連する司法解釈に規定されたその他の条件に符合する場合、裁判所は法律に基づき会社の解散を決定すべきである。

【事実の概要】

Y1有限責任会社(被告、被控訴人)は2002年1月に設立され、X(原告、控訴人)とY2(被告、被控訴人)は株主として、それぞれ50%の持分を保有していた。Y2はY1社の法定代表者⁽¹⁹⁾と執行取締役役に就任し、XはY1社の総経理⁽²⁰⁾と監査役に就任した⁽²¹⁾。2006年から、XとY2の間に徐々に不和が

(16) 孫光寧「指導性案例対原則性規定の細化方式——以指導性案例8号為例」法律方法01期(2014)189頁。

(17) 2010年11月に指導案例制度が実施されて以来、今まで143件の各法分野に関する指導案例が公布された。会社法に関する指導案例は6件がある。

(18) 第8号指導案例は「林方清訴凱萊實業有限責任公司・戴小明：公司解散紛争案」であり、案号は「(2010)蘇商終字第0043号民事判決」である。

(19) 法定代表者について、「民法典」第61条は、「法律又は法人の定款の規定に基づき、法人を代表して民事活動に従事する責任者は、法人の法定代表者となる」と定めている。「会社法」第13条は、「会社の法定代表者は、会社定款の規定に基づき、取締役、執行取締役又はマネージャー(原文は「經理」)が就任し、かつ法に従い登記する。会社の法定代表者が変更された場合、変更登記をしなければならない」と定めている。

(20) 「会社法」第49条により、取締役会が総経理を任命又は解任する。総経理は、取締役会に対して責任を負う。総経理の主な職務権限は会社の日常業務の経営管理を担当し、取締役会の決議を実施することである。執行取締役は、会社の総経理を兼任することができる。

(21) 会社法第51条により、取締役及び総経理が監査役を兼任することは禁止されている。

生じてきた。Y1社の定款規定により、両株主の意見が一致しなければ、有効な決議をすることができない。2006年から提訴するまで、双方の対立が日増しに激しくなり、Y1社では株主総会を開催したことがなく、有効な決議もできなくなったため、会社の運営に深刻な影響を与えた。このような状況を打開するため、Xは何度もY1社及びY2に連絡したが、いずれも拒否された。また委員会⁽²²⁾は2回調停を行なったが、ともに不調に終わった。Y1社はまだ正常に経営されている。

Xは、Y1の経営管理に著しい困難が発生し、会社の行き詰まりに陥っており、その他の方法で解決することができず、Xの権益が重大な損害を被っているとして、Y1社の解散を請求して提訴した。

【裁判の経緯】

2009年12月、江蘇省蘇州市中級人民法院が（2006）蘇中民二初字第0277号民事判決により、Xの請求を棄却したので、Xは控訴した。2010年10月、江蘇省高級人民法院は（2010）蘇商終字第0043号民事判決により、第一審判決を破棄し、Y1社の解散を判決した。

【判決要旨】

(a) Y1社の経営管理に著しい困難が生じた。「会社の経営管理に著しい困難が生じたか否か」は、会社の株主総会、取締役会又は業務執行取締役及び監査役会又は監査役など組織構造の運営現状から総合的に分析すべきである。その認定ポイントは、会社の経営管理において内部管理に重大な障害があることである。例えば、株主総会が機能せず、会社の経営管理について意思決定ができないなどである。会社の資金不足や深刻な損失などの経営面の困難だけで考えるべきではない。本案において、XとY2の意見が対立すると、有効な決議ができなくなり、明らかに会社の運営に影響を与える。両株主間の対立により、Y1社は既に4年も株主総会を開催しておらず、有効な決議ができないため、株主総会を通じて会社を管理することができなくなり、株主総会の機能は失われていた。業務執行取締役Y2は株主総会の決議に従って行動できなくなった。Xは会社の監査役として監査の権限を正常に行使できず、監督の役割を果たすこともできなかった。Y1社の内部統制は正常に機能しておらず、経営の意思決定ができないため、たとえ損失が出ていなくても、会社の経営管理に著しい困難が生じた事実を変えることはできない。

(b) Y1社内部の運営機能が既に失われているため、Xの株主権、監査権限は長期に渡って行使できない状態にあり、Y1社への投資目的が実現できず、Xの利益には重大な損失が発生している。さらにY1社の行き詰まりに対して他の方法を通じても長期に渡り解決できていない。本案において、Xは会社解散訴訟を提起する前に、他の方法を通じてY2との間の対立を解消しようと試みた。委員会と第一審及び第二審の裁判所も積極的に調停を行なったが、失敗した。

(c) XはY1社の50%の持分を保有する株主であり、株主による会社解散請求の提起に必要な10%以上の議決権という条件を満たす。

上述のように、Y1社は会社法及び司法解釈に規定された株主が会社の解散を請求する条件を満た

(22) 本文の委員会は、中国では政府の出先機関として、政府機関と同様の管理機能を持つ組織である。

している。二審裁判所は、株主の権益を十分に保護し、コーポレートガバナンス構造を合理的に規制し、市場経済の健全な秩序ある発展を促進するという観点から、上述の判決を下した。

② 第8号指導案例の意義

「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」の判断基準に関して、学説及び実務には、大別して二つの考え方が存在している。一つは、「管理困難説」である。「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」は、会社の内部管理の問題を指しているというものである。もう一つは、「管理困難と経営困難の併存説」（以下「併存説」という）である。「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」は会社の経営及び内部管理の双方の問題であって、両者を必ず充足しなければならないというものである⁽²³⁾（具体的な内容は4で述べる）。

第8号指導案例の裁判要点を見ると、Y1社は「まだ利益を出している状態であるが、その株主総会が長期に渡り機能を失い、内部管理に深刻な障害があり、既に行き詰まりに陥っている」ため、会社の経営管理に著しい困難が生じたことと認定されている。このことから、第8号指導案例は、「管理困難説」を肯定して「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」の判断基準を明確化し、裁判実務において解散判決請求を認容できる場合の具体的なケースとして、裁判官が今後の類似案例を審理するための指針を提供したといえることができる。

第8号指導案例が、会社法第183条と「司法解釈（二）」の欠缺を埋めたことで、解散判決請求制度の適用基準は従来と比べて明確になった。

3. 解散判決請求制度の運用実態

中国における解散判決請求に関する裁判例は多数にのぼることから、本研究では、第8号指導案例が公表された2012年4月9日の翌日である同年4月10日から2019年8月31日までに「Wolters Kluwer 法律情報庫」⁽²⁴⁾で公表された404件⁽²⁵⁾の裁判例を研究対象として、実証的な観点から、解散判決請求制度に関する裁判例の運用実態を分析し、中国における解散判決請求制度の現状を検討した。その結果、次の4点を指摘することができる。

第一に、裁判例数は基本的に年々増加している。

(23) 中川武隆「林方清訴常熟市凱業実業有限公司、載小明公司解散請求紛争事件」比較法学47巻3号（2014）287頁。

(24) <https://law3.wkinfo.com.cn/>。

(25) 「Wolters Kluwer 法律情報庫」で、2012年4月10日から2019年8月31日まで、「司法解散」（「解散判決請求」に当たる中国語）をキーワードとし、「検索範囲」を「裁判理由及び根拠」、「事案類型」を「民事」として検索してみると、関連判決は431件である。重複する裁判例、会社解散紛争以外の裁判例などを除いて、有効な裁判例は404件である。

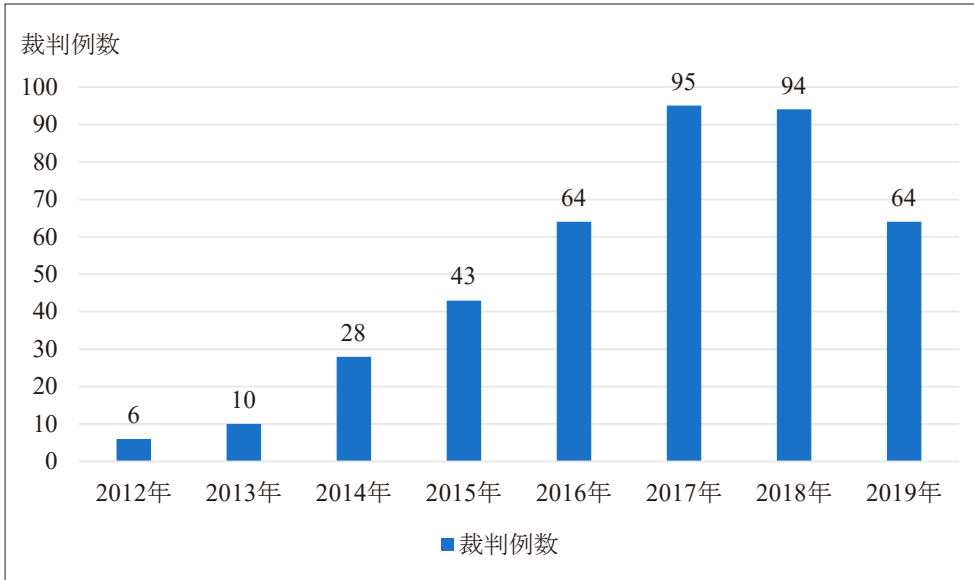


図1 各年度解散判決請求制度に関する裁判例数

図1の解散判決請求制度に関する裁判例数の年次分布を見ると、(2012年と2019年のデータは不完全であるため、この2年は除き)2013年から2018年まで、毎年の裁判例数は年々増加傾向にある。このような現象は、一方で、経済が発展し、会社数が増大していることに関係があると思われる。他方で、各種の法律・法規の運用と株主の権利意識の高まりを背景に、株主が自己の権益を守る際に根拠となる制度が明らかとなったため、関連する裁判例が益々増えているのであろう。これは、裁判実務のために、解散判決請求制度に関する研究がより重要になることを意味する。

第二に、解散比率は相対的に低い。

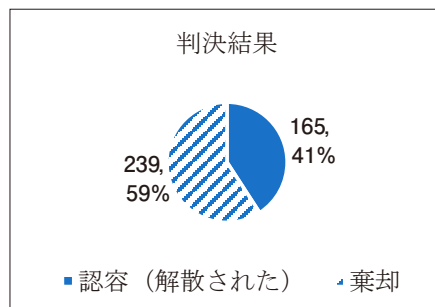


図2 裁判例の判決結果

図2に示すように404件の裁判例のうち、解散判決請求により会社が解散された事案は165件であり、約41%を占める。一方、請求が棄却され、会社が解散されなかったのは239件であり、約59%を占める。

このデータから見て、裁判所は、会社の解散判決に対して、比較的慎重な態度を示している。会社は株主で構成される自治的な法人組織であるため、日常的な運営は主に株主の意思に依存している。株主は共通の目標を持って会社を設立し、会社の経営管理を通じてその目標を達成するが、特定の状況では自ら会社を解散することもできる。もっとも、株主間・経営者間の対立が激しく、経営がデッドロックに陥った場合、何らかの妥協が成立しない限り、最終的には会社の解散を求めることを選択せざるを得ないこととなる⁽²⁶⁾。所定の持分を有する株主は、所定の場合には裁判所に会社の解散を請求できる。解散判決請求制度の価値は、株主間の信頼関係が破綻し、会社の経営管理が深刻な困難に陥った場合に、最後の手段として、少数株主の利益を最大限に保護することである⁽²⁷⁾。

しかし、解散判決請求制度は会社の自治に対する法律の強制的な関与であり、株主が権利を侵害されたことによる公的な救済措置である⁽²⁸⁾。解散判決は、会社、株主、債権者、従業員など多主体の利益に関連し、会社の存続を終了する最も厳しい措置である⁽²⁹⁾。また、会社の法人格の消滅を招くため、不適切な取り扱いの場合、社会資源の無駄を生ずる可能性がある⁽³⁰⁾。したがって、経済の視点からも、社会的責任の視点からも、解散判決に対しては慎重に対処しなければならない。会社を存続する希望がある限り、裁判所は会社の解散判決を下すべきではない。

第三に、解散を請求された会社の大多数は有限責任会社である。

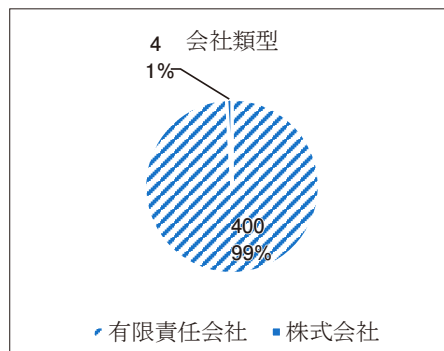


図3 解散を請求された会社の類型

(26) 藤村知己「デッドロック状況の会社の意思と存続・解散—小規模閉鎖会社における対等出資者間の対立—」白山法学10号(2014)48頁。

(27) 張艶・馬強「公司経営管理発生嚴重困難的司法判断」人民司法32号(2017)61頁。王湘淳「会社司法解散制度定位重校」河南財經政法大學學報4期(2017)109頁。

(28) 王云鵬「会社司法解散制度研究——从股東訴訟解散公司的視角」國際商法論叢1期9卷(2008)210頁。辛欣・周宏「公司司法解散要件解析」法律適用・司法案例6期(2019)35頁。

(29) 陳龍業「指導案例8号—‘林方清訴常熟市凱萊實業有限公司，戴小明公司解散紛争案’的理解与参照」人民司法15期(2012)61頁。

(30) 潘云波「公司僵局及其司法救済研究」政治与法律4号(2004)60頁。

図3に示すように、解散を請求された404件の会社のうち、有限責任会社は400件であり、約99%以上を占める。株式会社は4件しかなく、1%未満であった。

会社法第2条⁽³¹⁾により、中国の会社は有限責任会社と株式会社の二種類に分けられている。有限責任会社は日本法の旧有限会社に、株式会社は日本法の株式会社に、それぞれ類似する。

有限責任会社の設立は株式会社の設立よりハードルが低い。まず最低資本金について、有限責任会社の設立に必要な最低資本金は3万元（約50万円）、株式会社の場合は500万元（約8,000万円）である⁽³²⁾。設立手続も、有限責任会社は簡単であるが、株式会社の設立には政府の承認を要することなどから、中国では有限責任会社の数が株式会社の数より多い⁽³³⁾。これは、解散を請求された会社の多くが有限責任会社である原因の一つといえる。

もう一つの原因として、株主間で対立が生じた場合、株式会社の株式譲渡は有限責任会社の持分譲渡より容易であることが挙げられる。有限責任会社の内部では人的な関係が強い。会社の設立当初、株主間に良好な信頼と協力関係が強く存在しており、株主間の緊密な関係を維持する観点から、株式譲渡に対する制限が求められる⁽³⁴⁾。そこで、会社法第71条では、「有限責任会社の株主間において、互いにその全部又は一部の持分を譲渡することができる。株主が非株主に持分を譲渡する場合は、他の株主の過半数の同意を得なければならない。……会社定款に持分譲渡について他の規定がある場合はそれに従う」と定められている。このように、有限責任会社の閉鎖性が高いことは明白である。そのため、株主間の信頼関係が破綻すると、株主間の合意を通じて会社を経営管理することが不可能になり、ジレンマに陥りやすい。その場合、株主は持分の譲渡を通じて会社から離脱することが難しいので、裁判所に対して会社の解散を請求することが多いようである。

これに対して、会社法第141条は、株式会社の株式譲渡に関して、発起人は会社設立後1年以内に保有株式を譲渡してはならないなど一定の制限を設けているものの⁽³⁵⁾、これらの制限を除けば、株式

(31) 第2条 本法において会社とは、本法により中国国内に設立された有限責任会社と株式会社のことである。

(32) 1993年の会社法において、有限責任会社の設立のために必要な最低資本金は経営内容により10万元～50万元に分けられ、株式会社を設立する場合は1,000万元であった。2005年の会社法は、有限責任会社の最低資本金は3万元、株式会社の最低資本金は500万元と定められていた。2013年、会社法の改正により、最低資本金の規制が撤廃されたため、今後は、株式会社の解散判決請求事案も増えることが予想される。

(33) 各種類の会社の数は公表されていないが、非公式の企業情報検索ツールである“企查查”を通じて、約306万社の有限責任会社と約163万社の株式会社が存在することが分かる。

(34) 黄曉林「中国における有限会社の株式譲渡制限の方法（一）」同志社法学60巻6号（2009）162頁。

(35) 第141条 発起人が保有する株式は、会社の設立日から1年以内に譲渡してはならない。会社が株式を公開発行する前にすでに発行していた株式は、株式の証券取引所における上場取引日から1年以内は譲渡してはならない。会社の取締役、監査役、高級管理職は、その保有する自社の株式及びその変動状況を会社に申告しなければならず、在任期間中に毎年譲渡する株式は、その保有する自社株式総数の25%を超えてはならない。保有する自社株式は、会社の株式上場取引日から1年以内は譲渡してはならない。上記の者が離職してから半年以内は、その保有していた自社株式を譲渡してはならない。会社定款において、会社の取締役、監査役及び高級管理職がその保有する自社株式を譲渡することに対してその他の制限的規定をおくことができる。

を自由に譲渡することができる。株主は、会社の経営状況や経営陣の行動に不満があり、他の株主との間で対立が起きた場合、市場で株式を売却して投下資本を回収することで、スムーズに会社から離脱することができる。

第四に、解散を請求された会社の大多数は株主数が少ない。

表1 解散を請求された有限責任会社の株主数の状況

	株主数2人	株主数3人	株主数4人	株主数5人以上	合計
会社数	218	87	35	60	400
比率	54%	22%	9%	15%	100%

表1に示すように、有限責任会社の中で、株主数が2人のみの会社は比較的多く、218社（54%）ある。株主数が3人、4人の会社は、それぞれ87社（22%）、35社（9%）である。これにより、株主数が4人以下の会社が全体の85%を占める。株主数が5人以上の会社は60社しかなく、15%に留まる。

表2 解散を請求された株式会社の株主数の状況

	(2018) 浙10民初882号	(2018) 瓊民終896号	(2017) 川民終1196号	(2014) 石民三初第00043号
株主数	2人	2人	5人	3人
持株比率	50%, 50%	49%, 51%	20%, 25%, 25%, 15%, 15%	40%, 40%, 30%

表2は、解散を請求された裁判例のうち、4件の株式会社における株主数の状況を示したものであり、これらに共通する特徴は、会社が上場されておらず、株主数も少ないことである。

株主数が少ないほど会社の解散紛争が発生する可能性は高いようである。その理由としては、株主の間で対立が生じ、信頼関係が崩れた場合、株主間の株式譲渡によって紛争を解決する可能性が低いことが挙げられる。社内に多数の株主がいる場合、個別株主間で紛争が発生しても、他の株主との協調が比較的容易で、株主間で株式譲渡を行う可能性も高まると考えられている⁽³⁶⁾。また、株主以外の者に株式を譲渡する場合、株主は、まず自ら譲受人を捜さなければならない⁽³⁷⁾。株主が裁判所に会社の解散を請求するに至っては、一般的に、会社の経営管理が重大な困難に陥り、会社は大きな不利益を被っている。この場合、適切な譲受人を見つけることは社内・社外を問わず困難であるため、株式譲渡による投下資本の回収は実効性に乏しいといわざるを得ない。

(36) 耿利航「公司解散糾紛的司法実践和裁判規則改進」中国法学06期（2016）219頁。

(37) 福田正「閉鎖会社における解散請求」家近正直編『現代裁判法大系』17巻429頁（新日本法規出版、1999）。

4. 「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」の判断基準

「司法解释（二）」第1条第1項及び第8号指導案例は、前述のように、「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」の判断基準に関する指針を示したが、法律条文の簡略化に加えて、指導案例の効力について論争がある。「指導案例に関する規定」第7条によれば、各級人民法院が類似案例を審理する場合、指導案例を参照しなければならないと定められているが、この「参照しなければならない」という文言について、法的拘束力があるかどうかは議論の余地があるとされている⁽³⁸⁾。そのため、第8号指導案例が「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」の判断に決定的な影響力を有するかどうかについては、なお議論が残るところである。そこで、この判断基準について、さらに考察を行うことにする。

(1) 判断基準に関する考え方

① 「管理困難説」

「経営管理に著しい困難が生じたこと」の判断基準には、大きく分けて二つの考え方が存在している。一つは、「管理困難説」である。この考え方によれば、「経営管理に著しい困難が生じたこと」の判断は、会社組織構造の運営状態から総合的に分析すべきであり、その認定ポイントは、会社の経営管理において内部管理に重大な障害があることである。例えば、株主総会が機能せず、会社の経営管理について意思決定ができないなどである。したがって、会社の内部管理に著しい困難が生じたときは、会社の経営、つまり経営状況が正常であるか否かに関わらず、「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」が認められる。

学説上、管理困難説は、支持する学者が多く、通説である。解散判決請求制度は、「人合性（人的な信頼関係）」が破綻した株主関係を終わらせることを目指すものであって、会社の解散自体が目的ではなく、株主が会社から離脱を求める手段であるので、裁判所は利益を出している会社を解散させることができると主張している⁽³⁹⁾。また、第183条の立法目的は会社のデッドロックを解消して、株主の利益が侵害された場合にはその救済策を提供することであるため⁽⁴⁰⁾、「経営管理に著しい困難」というのは会社の支配構造側の困難を指すと考えられる。具体的には、会社の経営管理における意思決定の困難さや会社の意思決定の仕組みの機能不全ということであり、事実上の事業活動ができないとい

(38) この「参照しなければならない」という文言の解釈については、学説においても対立が続いており、指導性案例に法的拘束力がないとする見解、法的拘束力があるとする見解及び指導性案例に法的な拘束力はないが、事実上の拘束力があるとする見解などが見られる。李艶紅「中国指導性案例制度の現状と課題」比較法学47巻2号（2013）57頁。

(39) 蔣大興「“好公司”為什麼判決解散—最高人民法院指導案例8号評析」北大法律評論15期（2014）1頁。

(40) 張艶・馬強「法院判決解散公司相關問題之研究——公司法第183条適用引發問題之探究」法律適用9期（2008）59頁。

うことではない⁽⁴¹⁾、とされている。

②「併存説」

もう一つは、「併存説」である。「経営管理に著しい困難」というのは、会社の経営状況及び内部管理の双方における著しい困難、という意味であって、両者を必ず充足しなければならないというものである⁽⁴²⁾。この考え方によれば、会社が管理困難に陥ったとしても、利益を上げている、つまり経営困難ではないのであれば、「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」は認められない。

学説上は、経営状況が良い会社を解散させると、社会資源の無駄を招き、利害関係者の利益に影響を及ぼすので、会社が「経営管理に著しい困難が生じたこと」に該当するには、経営上の困難を含むと同時に、管理上の困難も含んで、しかもその状況が深刻な程度に達しなければならない、とされている⁽⁴³⁾。「経営管理に著しい困難が生じたこと」を判断する際に、株主間の対立が生じて組織が運営できなくなることを考えるだけでなく、会社の経営状況を考慮して、利益が出ているかどうかを検討すべき、とする説である。

(2) 裁判実務の全体的な状況

上記のように、「経営管理に著しい困難が生じたこと」の判断基準には、「管理困難説」と「併存説」という二つの考え方があるため、裁判例をこの二つを基準に分類し、実務の運用状況を検証した。

表3 「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」の判断基準の実務状況

	管理困難説	併存説	合計
件数	194	41	235
比率	83%	17%	100%

表3に示すように、404件の裁判例のうち、「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」の判断基準について判示している裁判例は235件である。このうち、「管理困難説」を支持する裁判例は194件であって、83%を占める。「併存説」を支持する裁判例は41件であり、17%に留まる⁽⁴⁴⁾。

(41) 師安寧「公司解散之訴案例中的裁判思維（下）」中国律師09期（2014年）45頁。

(42) 前注(22), 287頁。

(43) 周蘇友『新公司法論』491頁（法律出版社, 2006）。

(44) 裁判例を分類するに当たり、一部の裁判例では、本判断基準について、第一審と第二審では異なる立場にたつものがあつた。しかし、すべての裁判例において第一審と第二審の判決書が公開されているわけではないので、本研究では「Wolters Kluwer 法律情報庫」で公表された、裁判例の最終審がたつ立場に基づいて統計処理を行っている。

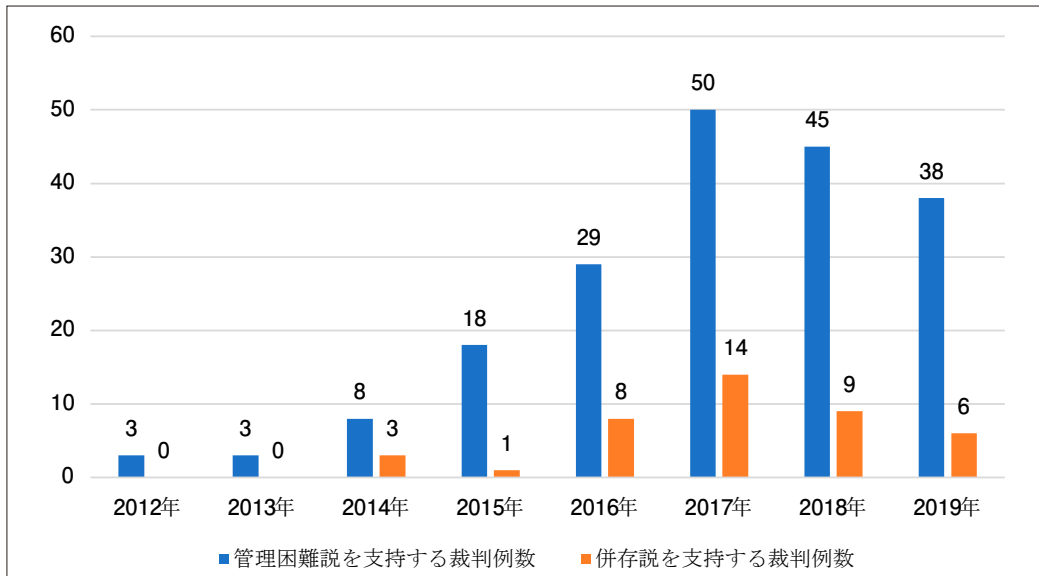


図4 各年度二つの学説を支持する裁判例数

図4に示すように、二つの学説を支持する裁判例の数を見ると、2013年から2018年まで、毎年「管理困難説」を支持する裁判例が全体的に上昇傾向にあることが分かる。他方、毎年「併存説」を支持する裁判例は「管理困難説」を支持する裁判例よりもはるかに少ない。

表3と図4のように裁判例を分類・整理すると、「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」の判断基準は、裁判実務において異なる見解があるものの、「管理困難説」が主流となり、益々認められていることが分かる。

(3) 典型的な裁判例

① 裁判例1

まず、「併存説」をとる北京市第一中級人民法院の事案「(2018)京01民終4908号」を取り上げる。

【事実の概要】

2012年12月4日、X（原告、控訴人）とZ（補助参加人）はY有限責任会社（被告、被控訴人）を設立し、Xは40万円を出資して株式の40%を保有し、Zは60万円を出資して株式の60%を保有した。当初、XはY社の執行取締役及び法定代表者を務めた。2014年、Xに代わってZが法定代表者に就任し、XはY社の監査役を担当した。

2015年以来、両株主間の対立が絶えず続き、多くの訴訟に発展した。2015年11月、XはY社に財務諸表の提出と臨時株主総会の招集を請求したが、応答が得られなかった。2017年5月、会社の業績が大幅に悪化し、株主総会が2年連続して招集されず、会社の支配構造が形骸化して正常に機能していないとして、XはY社の株主と監査役の立場で、Y社とZに臨時株主総会の開催を請求した。Y社と

ZはXの請求を拒否しただけでなく、Xが出席していない場で株主総会を開催してXを監査役から解任する決議を成立させた。ZはY社の事務所を移転して、Xへの開示を拒否し、XのY社管理システムへの登録権限を取り消した。そのため、XはY社について知る権利と管理権を行使できなくなった。話し合いによる解決も試みられたが、株式の買取り、株式の譲渡、減資などを通じての本件紛争の解決は、双方の主張の隔たりが大きいため、合意に至らなかった。Y社は正常に経営活動を展開している。

【裁判の経緯】

Xは、会社の経営管理に参加できず、自らの権益に重大な損害を受け、双方の対立が解消できないという理由で、裁判所にY社の解散を請求した。第一審（北京市海淀区人民法院（2017）京0108民初37040号民事判決）は、「Y社がまだ経営状態にあることを考慮すると、会社の経営管理に著しい困難が生じているとは認められない。XはY社の存続が株主の利益に重大な損失をもたらすことの十分な証拠を提供しておらず、これについて立証できない不利益はXが負担」すべきであることなどを理由に、Xの請求を棄却した。そこで、Xが控訴した。

【判決要旨】

控訴棄却。「確かにXとY社とZの間には対立があったが、Y社は行き詰まりに陥って解散しなければならないほどではない。定款によると、会社解散の決議は3分の2の多数で可決されるが、Xは株式の40%を占めるのみである。また、ZはY社が正常に経営できることや、株主総会の決議ができることなどについて証拠を提出した。

本裁判所は、株主間で相互に協力し、会社の存続を可能な限り維持することが株主の利益の実現には必要であって、内部紛争が発生した時に株主が会社の解散を要求することは、まれにしかできないと考えている。このような場合、株主は互いに協力し、相互理解と譲り合いにより、関連する救済策を求め、協議を通じて対立を解決すべきである。本件において、株主の退出には複数のルートがあり、会社を解散する方法以外にも、株主間の株式譲渡、株式の対外譲渡、減資手続などの方法がある。審理中、XとZは内部で株式を買取る方法により紛争を解決できなかったが、まだ他の方法がある。Y社とZは、Y社の存続と経営を維持し、その他の方法で本件の紛争を解決したいと表明した。この場合、本裁判所は会社の解散による損失を最小限に留めるべきであり、XとZの間の紛争は他の方法で解決できないものではなく、Xは他の解決方法を尽くしていなかったと考えている。

また、会社の解散は、株主側の利益と関連するだけでなく、取引先、従業員、さらには会社に関連する社会的利益も、会社の持続的な経営状況と密接に関連している。勝手に会社を解散すると、会社の利害関係者の権益に不利な影響を与え、取引秩序の安定性を損なうことになる。会社の解散はやむを得ない場合の選択である。」

【判決の位置づけ】

裁判例1の特徴は、この事案が、事実上、多数派株主による少数派株主の抑圧に該当すると思われることである。この場合、裁判所は、XとZの間に対立があるが、Zの持株比率が60%であるため、株主総会の決議ができ、しかも会社が利益を出している状態であることを踏まえて、「Y社の経営管理に

著しい困難が生じた」とは認定しなかったものと考えられる。そのため、裁判例1は必ずしも「併存説」をとる代表的な裁判例とはいえないように思われる。「管理困難」自体が生じていないからである。なお、少数派株主の抑圧については、「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」に該当すると解する学説も少なくないが⁽⁴⁵⁾、会社法には明確な規定がないため、裁判所はこの類型の裁判例について、「会社の経営管理に著しい困難」は生じていないと判断している。また、会社の解散は他の利害関係者の利益に影響を与えるとの観点から、会社がまだ利益をあげていれば、会社の解散判決を認めない傾向が見られる。

② 裁判例2

次に紹介する裁判例では、「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」の判断基準について、第一審（雲南省昆明市中级人民法院（2013）昆民五初字第35号）は「併存説」をとり、第二審（雲南省高级人民法院（2015）雲高民二終字第112号）は「管理困難説」をとっている。

【事実の概要】

Y社（被告、被控訴人）は、2006年1月に設立された飲食事業を行なう有限責任会社である。株主X（原告、控訴人）とZ（補助参加人、被控訴人）は、それぞれ25万元を出資して株式の50%を保有しており、XがY社の法定代表者に就任していた。2011年以降、二人の株主の間で紛争が発生し、対立が続いていた。Y社は実際にはZによって支配され、Xは会社の経営管理に参加できなくなり、会社の状況を何も知ることができなかつた。その後、会社は株主総会を招集できず、会社の経営と財務情報を公表したことがなく、株主に配当することもできなかつた。また、Xの会計帳簿閲覧請求は無視された。XはZとの対立を解消しようとしたが、Zはそれを避けた。Y社の日常経営は継続している。

【裁判の経緯】

Xは、Y社の解散を求めて提訴したが、請求は棄却された。そこで、Xは、2011年から、Y社を経営管理する権限が長期に渡りZに支配されており、株主総会も開催されず、株主配当も行われていないこと、株主権と会社に対する経営管理権限を正常に行使できない状況にあること、そして、これまでZに何度も協議を求めたものの、権利を主張できず、知る権利の主張や株式の譲渡などで自らの権利を守ることができないことから、すでに可能な救済策を尽くしたと主張して、控訴した。

【判決要旨】

(a) 第一審判決

請求棄却。第一審判決は、「まず、Y社は実際にZが経営管理しているため、株主間には確かに紛争があり、株主総会を開催して有効な決議を成立させるのは難しいが、Y社の日常経営に対して重大な影響を与えることはなかつた。現在、Y社はまだ利益を出している状態であり、会社の経営管理に深刻な困難を生じてはいない。……会社の解散判決は、株主自身の権益を保障する最終の手段であるため、他の方法で解決できない場合にのみ慎重に適用できる。本件において、Xは、知る権利の主張、

(45) 李建偉「司法解散公司事由の実証研究」法学研究4期（2017）117頁。

株式の譲渡、交渉などの様々な方法を通じて、株主間の対立を解決し、自身の権益を保護することができる。」と判示している。

(b) 第二審判決

控訴認容。「『会社の経営管理に著しい困難が生じたこと』の認定ポイントは、会社の経営管理において内部管理に重大な障害があることである。本案では、Y社の株主はXとZ二人のみで、各自50%の株式を保有している。二人の株主の意見が異なると、有効な決議が成立せず、明らかに会社の運営に影響を及ぼす。Y社は4年間に渡り株主総会を開催しておらず、有効な株主総会決議を行うことができないため、株主総会の決議で会社を運営することができなくなっている。会社の実質的支配者Zは、すでに株主総会の決議を行うことができなかった。Xは会社の法定代表者として正常に権限を行使できないため、会社に対する有効な管理を実現できなくなった。Y社の内部構造が十分に機能しておらず、会社の経営について意思決定ができていないため、会社が赤字に陥っていないとしても、会社の経営管理に著しい困難が生じた事実を変えることはできない。」

「最後に、Y社の内部運営構造がすでに破綻していたため、Xの株主権は長期に渡り行使できない状態にあり、Y社への投資目的は実現できず、利益に重大な損失を受け、Y社の行き詰まりは他の方法によっても長期に渡り解決できなかった。本件では、提訴前に、Xが会社の経営管理について知る権利を主張し、Zとの対立を解消しようとしたが、Zはそれを避けた。第二審では、Zは訴訟代理人を委任しておらず、本人も出廷することを拒否し、双方の合意が成立せず、裁判所もこれに対して調停することができなくなった。以上のように、Xも株主間の対立を解決するための他の方法を尽くした……Y社を解散すべきである。」

【判決の位置づけ】

裁判例2の特徴は、対立する両株主の持株比率は対等であるが、Zが会社を経営管理する権限と利益を独占しXを排除している状況において、会社運営上の意思決定が根本的に不可能になっていたことである。Xは株主としての基本的権利である利益分配請求権も保障されず、会社に投資し、経営管理に携わる期待を裏切られた。また、会社が利益を出し続けても、Xは会社の財務状況を全く知らず、利益を分配されていないので、会社が存続しても、Xの利益は大きな損害を被ることになる。

第一審は、「Y社はまだ利益を出している状態であり、会社の経営管理に深刻な困難を生じてはいない。」と判示し、会社が管理困難になったとしても、利益を上げている限り、「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」は認められないという「併存説」をとっている。「併存説」をとる代表的な裁判例と位置づけることができる。

第二審は第一審の判決を破棄し、「Y社の内部構造が十分に機能しておらず、会社の経営について意思決定ができていないため、会社が赤字に陥っているかどうかは、会社の経営管理に著しい困難が生じた事実を変えることはできない」と判示しており、第8号指導案例と同じように「管理困難説」をとる代表的な裁判例であるといえる。

(4) 裁判例の検討と私見

① 裁判例の検討

裁判例1では、XとZの持株比率は40%と60%であり、両株主間に対立が生じて、Zは会社の過半数の株式を保有する株主として、株主総会を開催して会社の一般的な事項を決議できるという点で、会社の経営管理はまだ機能している。しかし、このような「正常な運営」は、多数派株主が少数派株主を抑圧し、少数派株主の利益が不公正に侵害されるという前提の下で実現されていた。資本多数決によって株主の意思が決定されるが、それは少数派の利益を犠牲にしてもよいということではない⁽⁴⁶⁾。Xは監査役を解任され、会社の経営に関する知る権利を失い、事務所の移転先も知らされず、経営管理から完全に排除されて、株主権に重大な侵害を受けた。双方は何度交渉しても統一的な意見を得られず、また多くの訴訟が発生し、裁判所の調停を通じても対立が調整できなくなった。以上の事実に基づくと、「Y社がまだ経営状態にあることを考慮して、会社の経営管理に著しい困難が生じることは認められない」という裁判所の見解には賛成しがたい。このようにXが恒常的な不利益を受けている場合、両株主にとって公正かつ相当な打開策がないのであれば、「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」を認めるべきではないかと考える。

裁判例2では、株主は二人だけで、それぞれ50%の株式を有している。この持ち株比率の設定は、双方の意見が分かれば、株主総会はいかなる決議もできないことを意味する。本件の二人の株主は明らかにお互いに不信感を持ち、協力の基礎を失っている。対等の議決権の構造は彼らが株主総会の運営を通じて自ら苦境を脱することができないことを意味した。

また、Xは、提訴する前に、双方の対立解決のために努力した。他方の株主と協議し、和解を求めたが、いずれも成功しなかった。さらに、裁判所も対立の調停をしたが、合意に至らなかった。

解散判決は株主が自らの利益を守るための最後の手段であり、このような場合であっても、会社が利益を出しているという理由だけで「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」を認定せず会社を解散しないとすれば、会社の行き詰まりが解決できなくなり、株主の権益が救済されず、解散判決請求制度の立法趣旨に反すると考えられる。

以上のことから、「併存説」をとる第一審の判旨には賛成しがたい。これに対して、「管理困難説」をとっている第二審判決によれば、会社の行き詰まりが解決でき、株主の権益も救済されて、解散判決請求制度の立法趣旨に合致するので、合理性があると考えている。

② 私見

上述のように、私見は「管理困難説」をとるものである。解散判決請求制度の機能は、会社の存続を終わらせることではなく、株主間の不和を終わらせ、内部関係の障害に直面している会社に株主離脱の通路を提供することである⁽⁴⁷⁾。解散判決を認めるべきか否かは、会社の利益状況ではなく、株主

(46) 川島いづみ「少数派株主の保護と株主間の利害調整—イギリスにおける少数派株主救済制度の発展と展開を中心に」私法59号(1997)239頁。

(47) 前注(38), 44頁。

間に解決できない対立があるかどうかによって決まる。会社の設立は必ず各株主の合意の結果であり、会社の設立から日常の経営管理、解散、消滅まで、強制規範を除き、株主共通の意思を反映しているので、株主間の信頼関係は会社設立の重要な基礎であり、会社運営の根本的な保障でもある。株主間の信頼が失われ、人的関係に問題が発生すると、株主総会の円滑な運営にも深刻な障害をもたらす、会社の運営にも問題が生じ、株主が協力の基盤を失い、組織機構が適切に機能しなくなって、会社経営の初志と目的から外れてしまう。

また、株主になる者は期待権を持つと考えられる⁽⁴⁸⁾。株主は、会社の法人格及び事業目的の持続性、会社の経営管理、及び、利益分配などを期待する権利を有すると理解されている。会社の法人格及び事業目的が根本的に変更され、会社の投資政策、株主間の信頼関係などに重大な変更が生じ、株主の期待利益が失われる場合には、株主に会社を解散する権利を与える必要がある。とりわけ、中小規模の非上場会社においては、株主の多くは、会社に投資する場合、利益の獲得を望むばかりでなく、自らが会社の運営に参加することを重視するからである。

裁判例2の第一審では、「Y社はまだ利益を出している状態であり、会社の経営管理には深刻な困難を生じてはいない」と認定された。具体的な理由は書かれていないが、他の「併存説」を採用する裁判例を参照すると、このような裁判例は、利害関係者（例えば従業員、契約者）が多いことから、会社を解散すれば、企業維持の原則に反し経済や社会に不安定をもたらすとの観点を重視して、会社の管理が困難であっても、会社はまだ利益を上げているので、会社の経営管理に著しい困難が生じてはいないと判断するようである。

しかしながら、まず、解散判決が下されるためには、他の3つの要件を満たさなければならないことに、留意すべきであろう。企業維持の原則に基づいて、株主自身の努力に加え、裁判所もこのような事件を審理する際、一般的には調停を行う⁽⁴⁹⁾。解散判決は、株主間の対立がどうしても解決できない時の最後の救済手段とされている。裁判所の慎重な態度はまさにこの点の現れである。

次に、他の要件を満たしているが、会社がまだ利益を得ている場合を考えてみよう。この場合、会社が解散されたとしても、必ずしも会社や公共の利益を損なうことにはならないとも考えられる。なぜなら、内部管理が著しい困難に陥っているとすれば、会社が利益を上げている状況は、もはや一時的なものかもしれないからである。株主間の対立が長期に渡って解決されないのであれば、会社の経営状況も、早晚困難に陥るおそれがあるだろう。

さらに、会社の解散判決が下されても、会社の存在が必ず消滅するわけではない。会社は解散判決を受けると、清算手続に入り、その完了によって消滅する。しかしながら、会社法第183条⁽⁵⁰⁾により、

(48) 李汝永、官欣榮「公司僵局与司法救济」法学4期（2004）84頁。中国において期待権は、法定の権利として会社法に規定されていないが、すでに学者らのコンセンサスになっている。

(49) 司法解釈（二）第5条により、裁判所は会社解散訴訟を審理する場合、調停を重視しなければならない。

(50) 会社は、本法第180条第(1)号、第(2)号、第(4)号、第(5)号（解散判決）の規定により解散する場合、解散事由が生じた日から15日以内に清算委員会を成立させ、清算を開始しなければならない。有限責任会社の清算

会社を存続させる価値が本当にあるなら、利益を得ている株主は、手段を尽くせば会社を存続させる途を見出すこともできる。例えば、前述した第8号指導事例では、Y社の解散判決が下された後、会社を解散したくない株主（Z）は、解散判決の圧力を受けて、従来の権利濫用行為を改め、権益が損なわれた株主（X）との関係を立て直して、会社の債権者・債務者など異なる主体間の利害関係に対処することができて、会社の運営を継続できている。このように、他の主体の利益を損なうおそれがあるという懸念は、必ずしも妥当するものではない。

最後に、裁判になっている事案のほとんどは、3の運用実態でまとめたように、有限責任会社に関するものである。有限責任会社は、人的関係をより重視すべき会社形態であるため、人的関係が崩れた場合、会社を維持することはより困難であると考えられる。

以上の検討から、「管理困難説」は、解散判決請求制度が会社の存続を終わらせるものではなく、むしろ、株主間の不和を終わらせ、内部関係の障害に直面している会社に株主離脱の途を提供する機能を発揮し、会社のデッドロックを解消して、株主の利益が侵害された場合にはその救済策を提供するという、この制度の本来の目的を実現する考え方であるとの結論に達した。

5. むすび

解散判決請求制度の意義は、株主の利益を保護することである⁽⁵¹⁾。本稿では、中国における解散判決請求制度の内容と関連する裁判例に基づき、以下の検討を行った。

まず、中国における解散判決請求制度について、2004年の「上海市高级人民法院による会社の訴訟事件の審理における若干問題に関する処理意見（三）」が萌芽となり、2005年の改正会社法に導入され、その後、2008年の「司法解釈（二）」が制度内容をより詳細に説明し、2012年の第8号指導事例が「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」の判断基準を明示したことを辿った。これは中国における司法の改善と進歩、そして、株主の利益保護が、次第に強化されていることを示すものである。次に、解散判決請求制度の運用実態を分析することにより、裁判例数は基本的に年々増加し、解散比率は相対的に低く、解散を請求された会社の大多数は有限責任会社であり、株主数も少ないという特徴があることを示した。そして、「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」の判断基準について重点的に取り上げ、裁判実務の全体的な状況と典型的な裁判例の分析を基に、学説の理論的検討を行い、「経営管理に著しい困難が生じたこと」の判断基準を考察した。現時点における私見としては、「会社の経営管理に著しい困難が生じたこと」の判断基準には、「管理困難説」を採用すべきであると考えている。

委員会は株主により構成され、株式会社の清算委員会は取締役又は株主総会が人員構成を確定する。期限内に清算委員会を成立させて清算を行わない場合、債権者は、裁判所に対し、関連人員を指定して清算委員会を設置し、清算を行わせるよう申請することができる。裁判所は、かかる申請を受理し、かつ遅滞なく清算委員会を設置し、清算を行わせなければならない。

(51) 酒巻俊雄「会社解散請求権の法理」早稲田法学40巻1号（1965）25頁。

最後に、今後の課題を述べる。中国における解散判決請求制度には、「その他の方法」（デッドロックの解決方法）にはどのような方法があるのか、会社を解散する以外に解決方法がない場合に限られるのか、といった問題がまだ残されている。これらの問題について、今後研究を進める予定である。そして、その研究のためにも、日本とイギリスの解散判決請求制度について、特にどのような場合に解散請求を認めるべきかを検討したい。そして、中国と日英の解散判決請求制度との比較研究を通じて、各国における違いを明確化し、デッドロックの解決方法を考察して、解散判決請求制度のあり方をさらに究明したいと考えている。

引用文献

日本語文献

- 川島いづみ「少数派株主の保護と株主間の利害調整—イギリスにおける少数派株主救済制度の発展と展開を中心に」私法59号（1997）239頁。
- 黄曉林「中国における有限会社の株式譲渡制限の方法（一）」同志社法学60巻6号（2009）162頁。
- 酒巻俊雄「会社解散請求権の法理」早稲田法学40巻1号（1965）25頁。
- 中川武隆「林方清訴常熟市凱萊実業有限公司，載小明公司解散請求紛争事件」比較法学47巻3号（2014）287頁。
- 福田正「閉鎖会社における解散請求」家近正直編『現代裁判法大系』17巻429頁（新日本法規出版，1999）。
- 藤村知己「デッドロック状況の会社の意思と存続・解散—小規模閉鎖会社における対等出資者間の対立—」白山法学10号（2014）48頁。
- 李艶紅「中国指導性案例制度の現状と課題」比較法学47巻2号（2013）57頁。

中国語文献

- 王云鵬「会社司法解散制度研究——从股東訴訟解散公司的視角」國際商法論叢1期9巻（2008）210頁。
- 王湘淳「会社司法解散制度定位重校」河南財經政法大學學報4期（2017）109頁。
- 甘培忠「公司法適用中若干疑難争点条款的付度与把握」法律適用8期（2011）12頁。
- 韓龍「公司法解散制度問題探討」山西省政法管理幹部學院學報3期（2014）154頁。
- 耿利航「有限責任公司股東困境和司法解散制度—美國法法的經驗和对中国的啓示」政法論壇28巻5期（2010）136頁。
- 耿利航「公司解散糾紛的司法實踐和裁判規則改進」中国法学06期（2016）219頁。
- 師安寧「公司解散之訴案例中的裁判思維（下）」中国律師09期（2014年）45頁。
- 蔣大興「“好公司”為什麼判決解散—最高人民法院指導案例8号評析」北大法律評論15期（2014）1頁。
- 辛欣・周宏「公司司法解散要件解析」法律適用・司法案例6期（2019）35頁。
- 孫光寧「指導性案例对原則性規定的細化方式——以指導性案例8号為例」法律方法01期（2014）189頁。
- 潘云波「公司僵局及其司法救済研究」政治与法律4号（2004）60頁。
- 李建偉「司法解散公司事由的実証研究」法学研究4号（2017）117頁。
- 李法永・官欣榮「公司僵局与司法救済」法学4期（2004）84頁。
- 周蘇友『新会社法論』491頁（法律出版社，2006）。
- 張艶・馬強「公司經營管理發生嚴重困難的司法判断」人民司法32号（2017）61頁。
- 張艶・馬強「法院判決解散公司相關問題之研究——公司法第183条適用引發問題之探究」法律適用9期（2008）59頁。
- 陳龍業「指導案例8号—‘林方清訴常熟市凱萊実業有限公司，戴小明公司解散紛争案’的理解与参照」人民司法15期（2012）61頁。